

平成30年度吉野川水系水利用連絡協議会第1回幹事会の開催について

1. 平成30年度吉野川水系水利用連絡協議会第1回幹事会

(幹事長: 四国地方整備局 河川部長 佐々木 淑充)

- (1) 日 時 平成30年8月8日(水) 13時30分～
(2) 場 所 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール
香川県高松市サンポート3番33号
(TEL: 087-851-8061) (代表)
(3) 議 題 「吉野川水系吉野川ダム群の貯水池運用状況について」
「降水の状況と今後の見通しについて」
「取水制限対策について」

※取材は、吉野川ダム群の貯水池運用状況の説明までとさせていただきます。

本会の整理内容については、当日の会議終了後に、高松サンポート合同庁舎記者クラブにて報告させていただきます。

●吉野川の状況について

池田全流域における降雨量は、7月は1,018mm(平年比284%)ありましたが、西日本豪雨以降は記録的猛暑や少雨に加え、台風12号においてもまとまった降雨はありませんでした。8月に入っても7日0時現在1.3mm(平年比0.3%)と降雨が少ない状況です。

早明浦ダムの貯水状況は、**8月7日0時現在、貯水率71.8%で平年値【昭和50年～平成29年】80.1%と比較して低下傾向となっています。**今後もこのまま少雨傾向が続けば、早明浦ダムの貯水量の低下が続き、厳しい状況になることが予想されます。

このため、『平成30年度吉野川水系水利用連絡協議会 第1回幹事会』を開催し、現在の状況について各機関で情報を共有するとともに、今後の措置について協議することとしました。

※雨量の平年値は、過去30年(昭和63年～平成29年)です。

8月7日午前0時現在の早明浦ダムの貯水状況は、次のとおりです。

- (A) 利水貯水量 12,423万立方メートル
(B) 利水確保貯水容量 17,300万立方メートル
(C) 貯水率 71.8% $[(A) \div (B) \times 100]$

平成30年8月7日

吉野川水系水利用連絡協議会

事務局: 国土交通省四国地方整備局

問い合わせ先(★: 主な問い合わせ先)

国土交通省四国地方整備局河川部

水政課長 箭内 康治 (内線: 3551)

★水政課長補佐 朝川 康則 (内線: 3552)

TEL 087(811)8316(水政課)

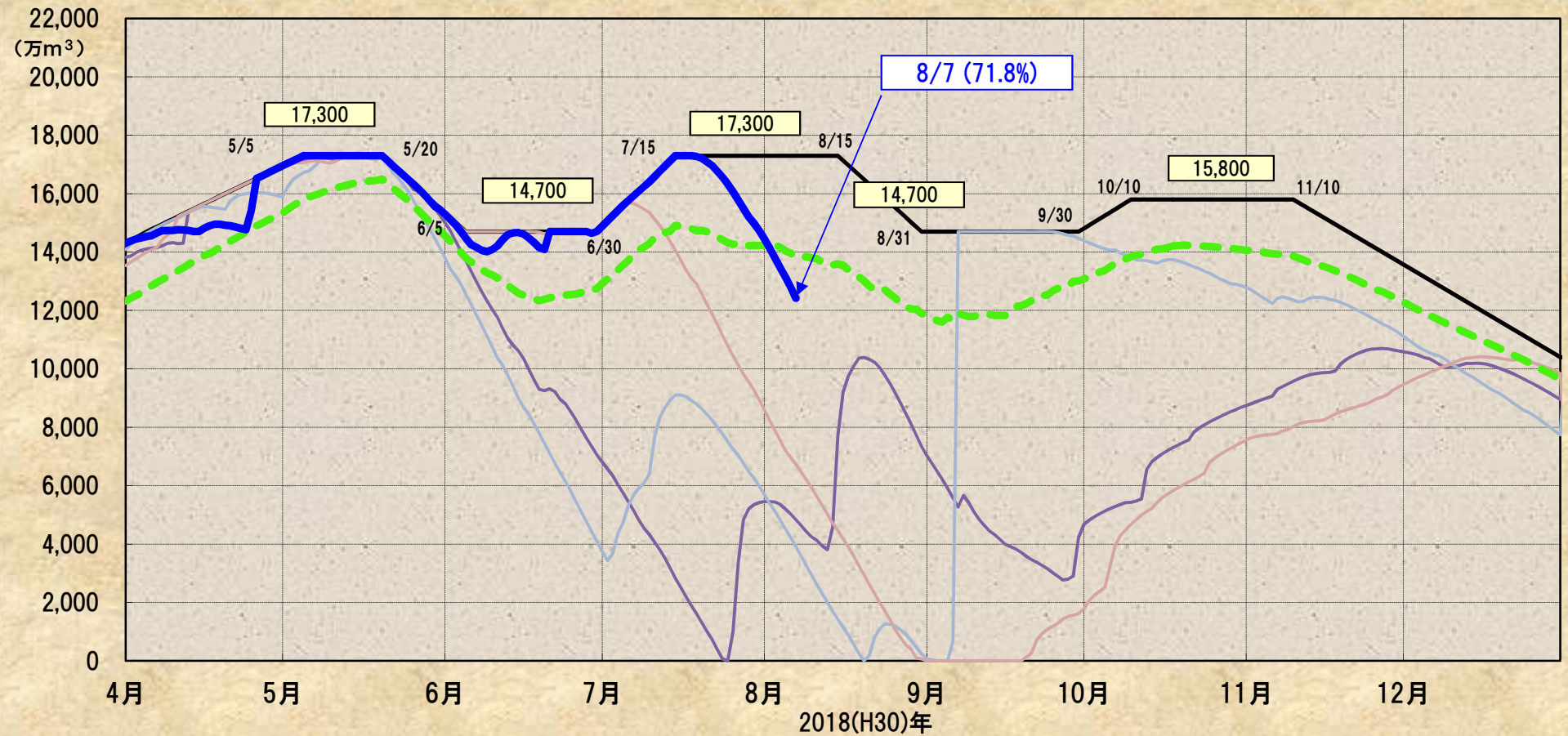
河川管理課長 渡邊 健二 (内線: 3751)

★河川管理課長補佐 梶本 泰司 (内線: 3755)

TEL 087(811)8320(河川管理課)

早明浦ダム貯水状況図

2018/8/7



— 確保貯水量
— 1994(H6)
— 2005(H17)
— 2008(H20)
--- 平年値 (1975~前年)
— 実績貯水量

※確保貯水量：発電をのぞく利水の満水量です。時期によって変わります。

吉野川水系水利用連絡協議会規約

（名称）

第1条 本会は、吉野川水系水利用連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、関係行政機関等により吉野川水系における関係利水者間の水利用等について総合的に協議し、もって水利用の円滑なる運営に資することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の運用に関すること。
- (2) 水利用の実態に関すること。
- (3) 水象等に係る広報に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

- 2 協議会に、会長及び副会長1名を置く。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長をたすけ、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 会長は、四国地方整備局長の職にある者をもってあてる。
- 6 副会長は、会長が指名する者をもってあてる。

（会議）

第5条 協議会は、会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。

（幹事会）

第6条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。
- 4 幹事会に幹事長を置き、四国地方整備局河川部長の職にある者をもってあてる。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、必要に応じ分科会を置き、幹事会に属する事項を分掌させることができる。
- 7 幹事会及び分科会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会にはかつて定める。

(任期)

第7条 委員及び幹事の任期は、その職にある期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を行うため、事務局を四国地方整備局河川部に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(規約の改正)

第9条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の総意によりこれを行うことができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

この規約は、昭和50年3月27日から施行する。

昭和54年	3月30日	一部改正
昭和56年	5月11日	一部改正
昭和57年	5月19日	一部改正
昭和58年	5月19日	一部改正
昭和58年	8月17日	一部改正
昭和59年	5月30日	一部改正
昭和60年	4月26日	一部改正
昭和61年	5月21日	一部改正
昭和62年	4月27日	一部改正
昭和63年	5月17日	一部改正
平成元年	5月31日	一部改正
平成2年	5月25日	一部改正
平成4年	5月25日	一部改正
平成5年	5月11日	一部改正
平成6年	5月12日	一部改正
平成7年	5月8日	一部改正
平成8年	5月13日	一部改正
平成10年	5月21日	一部改正
平成11年	5月18日	一部改正
平成12年	5月18日	一部改正
平成13年	5月18日	一部改正
平成14年	5月30日	一部改正
平成15年	5月30日	一部改正
平成16年	5月26日	一部改正
平成17年	5月18日	一部改正
平成18年	5月16日	一部改正
平成19年	5月31日	一部改正
平成20年	5月30日	一部改正
平成21年	6月16日	一部改正
平成22年	6月4日	一部改正
平成23年	7月6日	一部改正
平成24年	3月28日	一部改正
平成24年	6月12日	一部改正
平成25年	5月30日	一部改正
平成26年	4月7日	一部改正
平成27年	4月1日	一部改正
平成27年	6月15日	一部改正
平成27年	10月15日	一部改正
平成28年	4月13日	一部改正
平成29年	4月13日	一部改正
平成30年	4月18日	一部改正

別表 1 (委 員)

四国地方整備局長

中国四国農政局 農村振興部長

四国經濟産業局 産業部長

独立行政法人 水資源機構 吉野川本部長

徳島県 政策監補（県土整備部長兼務）

〃 農林水産部長

香川県 政策部長

〃 農政水産部長

〃 土木部長

愛媛県 土木部長

高知県 土木部長

電源開発（株） 西日本支店長

四国電力（株） 需給運用部長

別表2 (幹 事)

四国地方整備局 河川部長

〃 河川部 河川調査官

〃 〃 河川情報管理官

〃 〃 水政調整官

〃 〃 水政課長

〃 〃 河川計画課長

〃 〃 河川管理課長

〃 企画部 企画課長

〃 徳島河川国道事務所長

〃 吉野川ダム統合管理事務所長

中国四国農政局 農村振興部 事業計画課長

中国四国農政局 農村振興部 水利整備課長

四国経済産業局 産業部 産業振興課長

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業室長

独立行政法人 水資源機構 吉野川本部 施設管理課長

徳島県 県土整備部 流域水管理課長

徳島県 農林水産部 農林水産基盤整備局 生産基盤課長

香川県 政策部 水資源対策課長

香川県 農政水産部 農政水産部次長（兼）土地改良課長

香川県 土木部 河川砂防課長

愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課長

愛媛県 土木部 河川港湾局 水資源対策課長

高知県 土木部 河川課長

電源開発（株） 西日本支店 支店長代理

四国電力（株） 需給運用部 需給統括グループリーダー

四国管内主要ダム渇水状況

平成30年8月7日 0時現在

(速報値)

- 利水貯水量0のダム
 - 取水制限中のダム
 - 自主節水中のダム
 - 取水制限を実施していないダム
- ※図中の赤数字は前日との差

※上流から
富郷ダム(機構)
柳瀬ダム(国)
新宮ダム(機構)

